

112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
3-②アウトリーチ型支援体制の構築				
132	孤独・孤立の実態把握に関する全国調査	46	内閣府	再掲
133	地域における家庭教育支援基盤構築事業（「学校を核とした地域力強化プラン」事業）	68 の内数	文部科学省	
134	地域若者サポートステーション事業	4,720 の内数	厚生労働省	
135	地域における子供・若者支援に当たる人材養成	12	こども家庭庁	
136	包括的支援事業	87,612 の内数	厚生労働省	再掲
137	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	582 の内数	厚生労働省	
138	地域おこし協力隊の強化	248 の内数	総務省	
139	関係人口の創出・拡大事業	6	総務省	
140	地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業	31	総務省	

141	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	400	総務省	
142	集落支援員の活用による集落対策の推進	非予算事業	総務省	
143	原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービスの提供及び地方自治体が行う原発避難者特例法上の指定市町村と避難住民等との関係の維持に資する事業に対する震災復興特別交付税措置	非予算事業	総務省	
144	デジタル推進委員の取組の推進	非予算事業	デジタル庁	
145	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	76,036 の内数	厚生労働省	再掲
146	自立相談支援事業	76,036 の内数	厚生労働省	
147	アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業	76,036 の内数	厚生労働省	
148	困窮者のデジタル利用の把握、支援策の検討	非予算事業	厚生労働省	
149	重層的支援体制整備事業	71,842 の内数	厚生労働省	再掲
150	ひきこもり支援推進事業	76,036 の内数	厚生労働省	再掲
151	被災者見守り・相談支援事業	7,699 の内数	厚生労働省	再掲
152	コミュニティ形成支援事業	7,699 の内数	復興庁	
153	「心の復興」事業	7,699 の内数	復興庁	
154	都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる全国共通番号「＃８１０３（ハートさん）」	11	警察庁	再掲
155	犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実	109	警察庁	再掲
156	民間被害者支援団体と連携した犯罪被害者支援	非予算事業	警察庁	再掲
157	地方消費者行政に関する先進的モデル事業	60 の内数	消費者庁	
158	地方消費者行政強化交付金	1,550 の内数	消費者庁	
3-③人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進				
159	保険者協議会における保健事業の効果的な実施支援事業	103 の内数	厚生労働省	
160	博物館機能強化推進事業	369 の内数	文部科学省	
161	国立公園満喫プロジェクト推進事業	328 の内数	環境省	
162	都市公園の事例についての収集・周知	非予算事業	国土交通省	
3-④地域における包括的支援体制等の推進				
163				
164				
165				
166				

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（内閣府孤独・孤立対策推進室）

7年度概算決定額 0.5億円（6年度予算額 0.4億円）

事業概要・目的

- 我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として、過年度に引き続き、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（以下「全国調査」という。）を実施します。

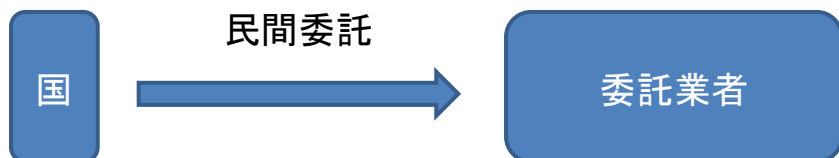
全国調査は、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）における「全国調査とPDCAの取組を推進すること」との指摘等を契機として始めた調査であり、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）においても、「調査結果を踏まえた上で施策を進める」として、調査結果の活用が指摘されています。

また、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）14条（調査研究の推進）に掲げる調査研究としての役割も担っています。

事業イメージ・具体例

- 調査対象：全国・全世代の個人
- 調査方法：統計的な手法で抽出した個人に対して調査票を郵送し、郵送又はWEBフォームにより回答を回収します。
- 調査主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により業者を決定します。
- 調査事項：孤独に関する事項、孤立に関する事項、属性情報、その他関連項目等
- 調査期間：12月～1月（調査基準日：12月1日）

資金の流れ



期待される効果

- 我が国における孤独・孤立の実態を把握することで、関連行政諸施策の企画立案又は評価に資するデータを提供します。
- 全国調査を毎年定期的実施することで、学術研究等にも有用なデータを提供します。

地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

68百万円
70百万円



背景・課題

- こども家庭庁が設置され、子供の学びや育ちを家庭を含めた社会全体で支援することが求められる。
- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約42万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約22万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

事業内容

①地域の実情に応じた家庭教育支援の促進（継続） [59百万円]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供 等を実施。

→ R7目標： **1,000チーム**

②個別の支援が必要な家庭への対応強化（継続）

- ①に加えて、特に個別の支援が必要な家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添いながら、

- 相談対応や情報提供を実施。[8百万円]
- 地域人材の資質向上のための研修の実施。[1百万円]

→ R7目標： **100チーム**

- 事業開始：平成27年度～

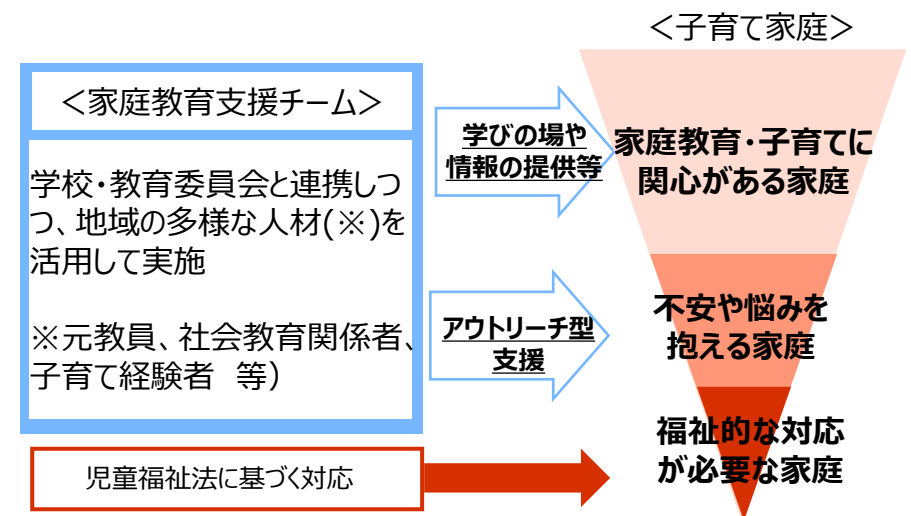
骨太の方針2024（令和6年6月21日閣議決定）

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（2）少子化対策・こども政策

（こども大綱の推進）

貧困と格差の解消を図り、困難な状況にあるこども・若者や家庭に対するきめ細かい支援を行う。このため、こども食堂・こども宅食・アウトリーチ支援等への支援や学習支援や体験機会の提供などこどもの貧困解消や見守り強化を図る。



アウトプット（活動目標）

- ・ 家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・ チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム（成果目標）

保護者の不安や課題等への早期対応が可能になり、身近な地域に家庭教育の悩みを相談できる人がある保護者の割合が改善する。（R5:40.0%）

インパクト（国民・社会への影響）

- ・ 家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの教育を支える環境を構築。
- ・ 保護者の子育て環境により子供たちが家庭で受ける教育について左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

令和7年度当初予算案 47億円 (46億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算案 4.8億円

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	8/10			2/10

1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

2 事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和6年度177か所（全都道府県に設置）。

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、個別の支援計画を作成。
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラムを実施。
- オンラインによる個別相談等も可能。
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた職場体験プログラムを実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- 合宿形式を含めた集中訓練プログラムを実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談を実施。
- 地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）。



就職等者数
12,255人
(令和5年度)

就職等率
(=就職等者数/新規登録者数)
71.7%
(令和5年度)

総利用件数
491,394件
(令和5年度)

新規登録者数
17,096人
(令和5年度)

令和7年度予算案 75百万円（令和6年度当初予算額：82百万円）

事業の目的

困難を抱えるこども・若者に対する分野横断的な支援体制である「子ども・若者支援地域協議会」（以下「協議会」という）及びこども・若者の相談にワンストップで応じる拠点である「子ども・若者総合相談センター」（以下「センター」という）の設置促進や機能の向上を図る（※協議会・センターともに子若法により地方公共団体に設置の努力義務有り）とともに、アウトリーチ（訪問支援）等の支援に従事する者の養成等を図る。

事業の概要

【事業概要】

- ・ 協議会・センターの設置促進等に向けた地方公共団体への支援の実施 ①
- ・ 既設の協議会・センターの代表者会合、未設置地域等での啓発会合の開催 ②
- ・ アウトリーチ（訪問支援）等に従事する者の資質向上等を目的とした研修の実施 ③

【具体的内容】

〔①関係〕

・ 協議会・センターに係る支援を希望する地方公共団体を公募・選定し、アドバイザーから助言を受ける機会の提供や、都道府県が基礎自治体を対象に開催する講習会の開催等への支援を実施。

〔②関係〕

・ 協議会・センターの運営の中心を担う者の参集を求め、意見交換・グループワーク等を通じて全国レベルでの課題の共有や相互連携の深化を図る代表者会合（全国サミット）を開催。また、協議会・センターの未設置地域において、設置に関する相談や助言、先進地域の事例紹介等を行う啓発会合（地方キャラバン）を開催。

〔③関係〕

・ i) アウトリーチ（訪問支援）を実践する現場の支援員を対象とした研修、ii) 各地域でこども・若者の育成に関わる活動等を展開する機関・団体の若手職員等を対象した研修をそれぞれ実施。

実施主体等

実施主体：国

令和7年度当初予算案 1,800億円（1,804億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」
※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能
- ② 包括的支援事業・任意事業
「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
1号保険料、2号保険料と公費で構成（介護給付費の構成と同じ）
- ② 包括的支援事業・任意事業
1号保険料と公費で構成（2号は負担せず、公費で賄う）

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア サービス・活動事業（第一号事業）

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。
介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

認知症カフェ

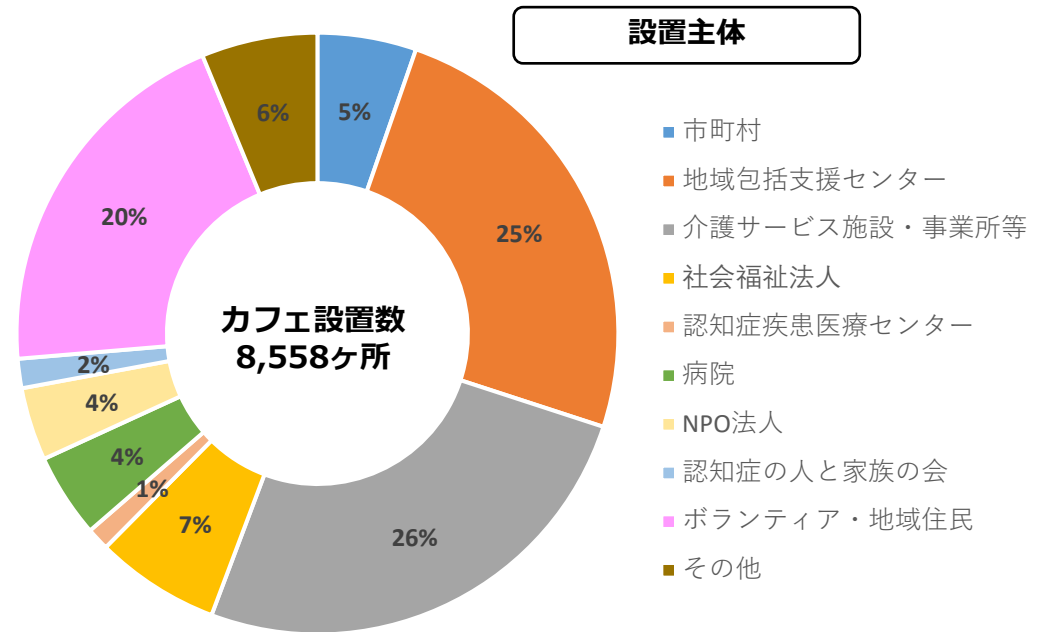
認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組を推進し、地域の実情に応じた方法により普及する。

【実施状況】令和5（2023）年度実績調査

- ・ 47都道府県1,593市町村（91.5%）にて、8,558カフェが運営されている。
- ・ 設置主体としては、介護サービス施設・事業者、地域包括支援センターが多く見られた。

【認知症カフェの概要】

- 1～2回／月程度の頻度で開催（2時間程度／回）
- 多くは、通所介護施設や公民館等を活用
- 活動内容は、特別なプログラムを用意せず、利用者が主体的に活動。講話や音楽イベントなどを開催している場合もある。
- 効果
 - ・ 認知症の人 → 自ら活動し、楽しめる場所
 - ・ 家族 → わかり合える人と出会う場所
 - ・ 専門職 → 人としてふれあえる場所（認知症の人の体調の把握が可能）
 - ・ 地域住民 → つながりの再構築の場所（住民同士としての交流の場や、認知症に対する理解を深める場）



精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進

令和7年度予算案 ①構築推進事業：5.8億円（5.8億円） ②構築支援事業：44百万（44百万円） ※（）内は前年度当初予算額

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

※構築推進事業と構築支援事業はそれぞれ単独で実施することが可能

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

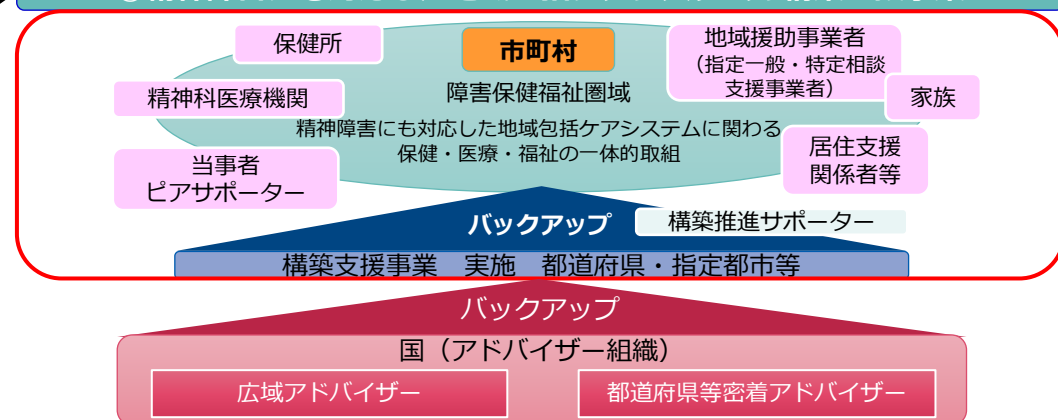
- 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業（心のサポーター養成等）
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

国（構築支援事業事務局）

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員育成のための研修開催 等

地域おこし協力隊の推進に要する経費

R7当初予算額（案）：248百万円
（R6補正予算額：145百万円）
（R6当初予算額：248百万円）

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和5年度は7,200人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

制度周知・隊員募集

■ 戦略的な広報の取組強化

拡充 インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしを行う。

■ 課題を抱えている自治体に対する伴走支援の強化

拡充 「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」の更なる拡充を行い、課題を抱えている自治体に対する伴走支援を強化する。

■ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



隊員活動期間中

■ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- ・「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げる会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
- ・各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- ・隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■ 各種研修会等の実施

- ・初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



■ 起業・事業化研修等の実施

- ・隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進！

関係人口を活用した地域の担い手確保事業

R7当初予算額（案）：6百万円
R6当初予算額：6百万円

- 総務省では『関係人口』ポータルサイトを通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
- さらに、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するとともに、各地方公共団体の多様な取組を広く周知。
- また、地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大に向けた取組の全国各地での実装化を推進。

全国に向けた情報発信の強化

『関係人口』ポータルサイトを通じ、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するとともに、各地方公共団体の多様な取組を広く周知することで、関係人口の創出・拡大を図る。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

- 地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地での取組を推進。

H30・R1

関係人口の創出・裾野拡大
(モデル事業 30団体
(H30)、44団(R1))

R2

関係人口と地域との「協働」
(モデル事業 25団体)

R3 ~

関係人口施策の実装化
(普通交付税措置)

全国各地で取組の実装化

目指す姿

全国各地で、
関係人口が地域と
関わり合いながら
地域活性化に貢献



地域運営組織（RMO）の形成・運営

※RMO : Region Management Organization R7 予算額（案）：31百万円
R6 予算額：31百万円

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織

874市区町村で、おおむね小学校区単位に7,710団体が形成（令和5年度調査）

地域運営組織に対する支援

●地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・研修用テキストの作成 等



●全国セミナー

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出



地方交付税措置（普通交付税・特別交付税）

- 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - （1）地域運営組織の運営支援
 - （2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】

地域運営組織の活動事例

（特非）かさおか島づくり海社（岡山県笠岡市）

- 島内の公共交通手段が乏しく、運転できない高齢者等の移動が困難な状況から、**公共ライドシェアを実施**
- 毎日運行の予約制タクシー（グリーンスローモビリティを使用）及び毎週金曜、定時定路線のコミュニティバスの2種類を運行



いけくわ

生桑振興会（広島県安芸高田市）

- 地域にあったガソリンスタンドが閉鎖されることとなったが、生桑振興会が中心となり施設の更新等を実施し、**ガソリンスタンドを運営**
- 給油以外にも、日用品店舗やサロンスペース等の拠点にもなっている



過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R7当初予算額(案)：400百万円
(R6予算額：400百万円)

- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織
(地域運営組織等)
- (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)
 - 下記事業については、限度額を上乗せ
 - 専門人材を活用する事業 2,000万円(+500万円)
 - ICT等技術を活用する事業 2,500万円(+1,000万円)
 - 上記とを併用する事業 3,000万円(+1,500万円)

【参考】

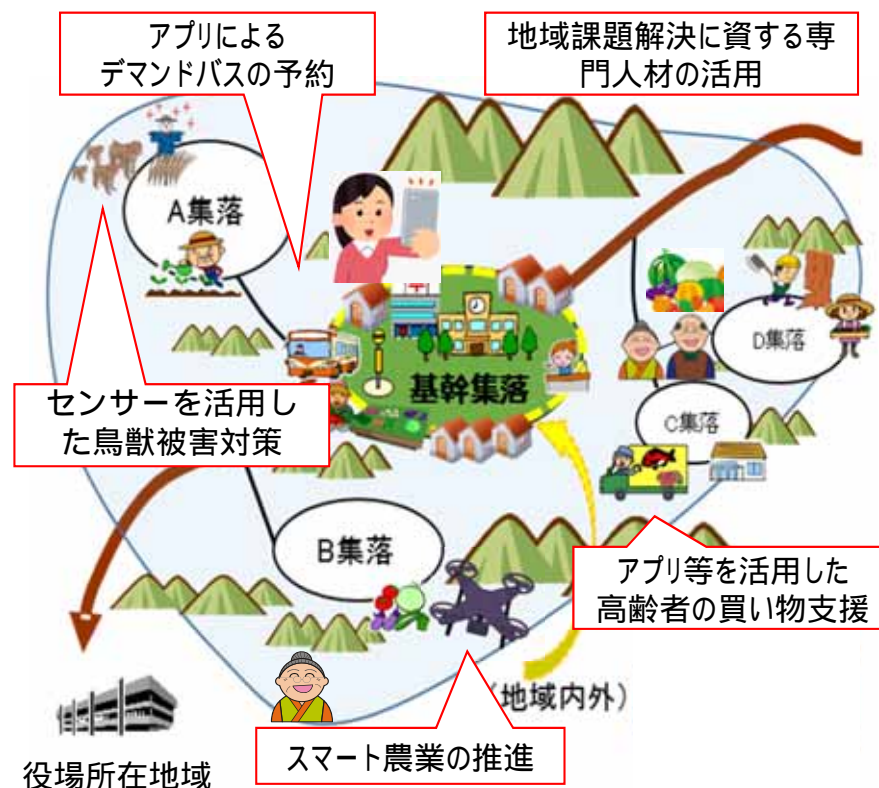
専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー・事業者等

ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

集落支援員

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

集落支援員の活動イメージ

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

デマンド交通システムなど地域交通の確保
都市から地方への移住・交流の推進、
特産品を生かした地域おこし、
高齢者見守りサービスの実施、
伝統文化継承、
集落の自主的活動への支援 等

集落支援員は、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して活動

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象経費 集落支援員

措置額	集落支援員 1 人あたりの上限	専任	485万円
		兼任	40万円

国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

原発避難者特例法の概要

<平成23年8月12日公布・施行>

(東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律)

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、以下の課題に対応する措置を定める。

市町村の区域外に避難している住民（避難住民）に対する適切な行政サービスの提供
住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持

1 避難住民に係る事務処理の特例

指定市町村・指定都道府県は、法律又は政令により処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、以下の手順を経て、避難先団体が処理することとすることができることとする。

市町村の指定（総務大臣の告示）

- ・ 警戒区域等を含む市町村を総務大臣が指定（ ）

【指定市町村】

双葉郡8町村(広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村)、いわき市、田村市、南相馬市、飯舘村、川俣町

総務大臣による避難先団体が処理する事務の告示

【特例事務】

医療・福祉及び教育関係の11法律268事務(令和6年4月時点)

指定市町村への避難住民の情報の届出及び避難先団体への通知

- ・ 避難住民が氏名、生年月日、性別、住所、避難場所を指定市町村に届出
- ・ 避難住民に関する情報を、指定市町村・指定都道府県から避難先団体に通知

避難先団体が事務処理を実施

- ・ 事務処理に要する経費は、原則として、避難先団体が負担
- ・ 国は必要な財政上の措置を講ずる

指定及び解除する際には、指定市町村・指定都道府県の意見を聴き、尊重しなければならない。

2 住所移転者に係る措置

- 指定市町村・指定都道府県は、住所移転者（指定市町村以外の市町村に転出した者）のうち申出をしたものに対し、
 - ・ 指定市町村・指定都道府県に関する情報を提供する
 - ・ 指定市町村の区域への訪問の事業その他指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努める
- 国は、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとする 等

特例事務の状況

特例事務の告示の施行（平成24年1月1日）

○原発避難者特例法に基づき、指定市町村・指定県が自ら処理することが困難な事務として、以下の事務が指定市町村・指定県から総務大臣に届け出られたことから、これらの事務（10法律219事務）を告示。

【医療・福祉関係】

- ・要介護認定等に関する事務（介護保険法）
- ・介護予防等のための地域支援事業に関する事務（介護保険法）
- ・養護老人ホーム等への入所措置に関する事務（老人福祉法）
- ・保育所入所に関する事務（児童福祉法）
- ・予防接種に関する事務（予防接種法）
- ・児童扶養手当に関する事務（児童扶養手当法）
- ・特別児童扶養手当等に関する事務（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

- ・乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務（母子保健法）
- ・障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務（障害者自立支援法）

【教育関係】

- ・児童生徒の就学等に関する事務（学校教育法、学校保健安全法）
- ・義務教育段階の就学援助に関する事務（学校教育法、学校保健安全法）

指定市町村・指定県の要望を踏まえ、特例事務を追加（令和6年4月時点：11法律268事務）

平成26年：子ども・子育て支援法に基づく支給認定などの事務を追加

平成27年：介護保険法の改正に伴う認知症総合支援事業を追加

平成28年：介護保険法の改正に伴う介護予防・生活支援サービス事業を追加

平成30年：予防接種法に基づく臨時接種、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態下での予防接種などの事務を追加

令和元年：子ども・子育て無償化に伴い、子ども・子育て支援法に基づく施設等利用費の支給認定などの事務を追加。

引き続き、住民サービスの提供に支障が生じないように、関係地方公共団体と緊密に連携し、対応してまいります。

デジタル推進委員等の取組について（概要）

目 的

- デジタル機器やサービスに不慣れな方にきめ細かなサポートなどを行う方をデジタル推進委員として任命。
- デジタル社会の利便性を誰一人取り残されず享受できる環境を作っていくため、幅広い国民運動として展開。

デジタル推進委員等の募集対象

デジタル推進委員

- ① **関係省庁**（総務省、厚労省、文科省等）の**実施事業**において、デジタル機器・サービスの基本的な利用方法をサポートする者
- ② **自治体、経済関連団体、ボランティア団体等の取組**において、高齢者・障害者等の方々に対し、
 - 各地で実装されているデジタルサービスの利用方法
 - デジタル機器・サービスの利用方法
 - マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法に関する内容について教える※・サポートする者。

※ 教える際に活用する動画教材等を提供

デジタル推進よびかけ員

- ③ デジタルと聞いただけで躊躇する高齢者等が取り残されないよう、**地域で身近に声がけ（参加の呼びかけ等）を行う者**（自治会・町内会、ボランティア団体等）

※ 段階的に対象を広げていくことを想定

デジタル大臣による任命

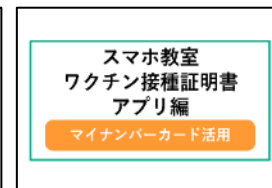
● 応募手続等

- － 原則オンラインで応募受付
- － オンラインで動画視聴
- － 毎年度更新



● 活動を後押しする取組

- － オープンバッジ※の付与
※ SNSや名刺等に活用できる電子的な画像
- － デジタル推進委員同士の意見交換や情報共有・提供等
- － マイナンバーカード関連の動画等をデジタル庁のサイトで提供。



生活困窮者支援等のための地域づくり事業

令和7年度予算案：760億円の内数

- 住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、従来の属性ごとの支援体制では「制度の狭間」のニーズへの対応が困難になっている。また、人と人との関係性や「つながり」が希薄化する中、孤独・孤立の問題が一層深刻化している。
- このような状況を踏まえて、地域におけるつながりの中で、住民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、①課題を抱える者の早期発見や地域のニーズの把握、②住民主体の活動支援・情報発信等、③世代や属性を問わず住民同士が関わることができる居場所づくり、④多様な担い手が連携する仕組みづくりの取組、⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策を進めることで、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉を推進する。

【事業内容】

- ①地域住民のニーズ・生活課題の把握
- ②住民主体の活動支援・情報発信等
- ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開
- ⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

【実施主体】

市町村(管内市町村の取組を総合的に調整する場合は都道府県也可)

【負担割合】

- ①～④：国1／2、実施主体1／2
- ⑤：国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

※地域の実情に応じて、1つまたは複数の事業を実施する

【事業イメージ】

ニーズの把握

住民活動の活性化

多様な社会資源の連携

1. 地域住民のニーズ・生活課題の把握

→「困りごと」を抱える方の早期発見や地域のニーズの把握を行う。



早期発見・把握

2. 住民主体の活動支援・情報発信等

→学生や定年退職後の方など地域の住民が主体的に活動しやすい環境を整える。



3. 世代や属性を問わない地域コミュニティ形成に向けた「居場所づくり」

→世代や属性を問わない、新たな住民同士の関わりを促す



4. 多様な担い手がつながるプラットフォームの展開

→多様な社会資源が、地域における課題や学び、地域の資源などを共有し、新たな気付きを得て地域に還元する

参画・還元

5. 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

→地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業を実施する



自立相談支援事業

令和7年度予算案：713億円の内数

対象者

※令和7年4月～ 必ず就労準備支援事業・家計改善支援事業と一体的に行う体制を確保し、効果的・効率的に実施するものとする。

⚠ 改正ポイント

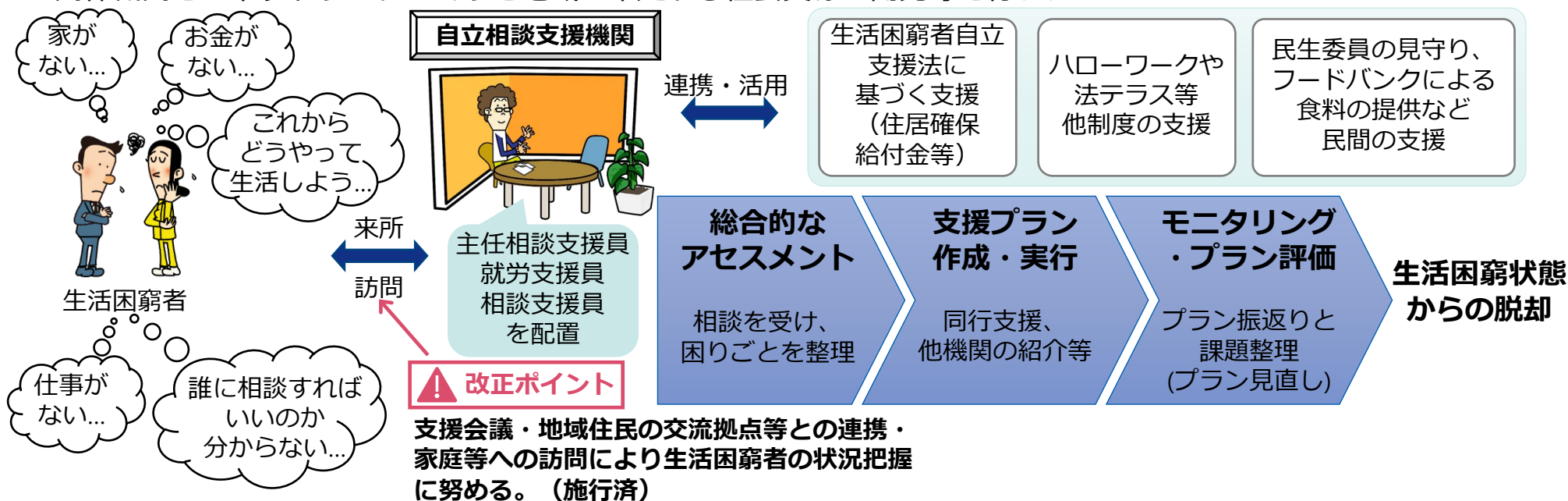
生活困窮者・生活困窮者の家族その他の関係者

支援の概要

⚠ 改正ポイント

令和7年4月～
住まい・入居後の生活支援の相談を明確化

- 制度の入り口として相談に応じ、就労や住まいの課題をはじめとする様々な課題を評価・分析（アセスメント）してその状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要な支援の提供につなげる。
- 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、より早く生活困窮状態から抜け出すことができる。
- 地域における相談支援機能や居場所等を充実させることができる。

◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。

◇ 具体的には、以下の取組を実施する。

- ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援におけるアウトリーチ支援の強化**

実施主体：市等
負担率：3／4

自立相談支援におけるアウトリーチ支援の強化

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援を行う。

事業内容

自立相談支援事業において、アウトリーチ支援体制の強化等を行う場合の加算を設ける。

ア) アウトリーチ支援体制の強化

- 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。

※ アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。

※ 具体的には、アウトリーチの充実としては、以下の内容等を想定。

- ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
- ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施

イ) 相談へのアクセスの向上

- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

※ 令和2～5年度まで実施している「アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業」の取組を踏まえて、自立相談支援事業において、令和6年度からアウトリーチ支援体制の強化を行う場合に国庫負担基準額へ加算を設けることとした。

孤独・孤立対策関係施策一覧における非予算事業の概要（地域福祉課分）

○ 経済的事情に基づくデジタルデバイドの是正

令和2年11月に、生活困窮者の方についても携帯電話等の契約を行うことが出来るよう一定の配慮を行っている通信事業者のリストを作成し、自治体等へ情報提供を行っている。令和6年度にはリストを更新し、自治体へ再周知を行った。通信機器が利用できないことで孤立することがないよう、引き続きリストの周知を進める。

○ 民生委員・児童委員活動への支援

都道府県等が民生委員・児童委員に対して支弁する活動費について交付税措置しており、令和2年度に引き上げを実施しており、都道府県等が民生委員・児童委員に対して支弁する活動費について、民生委員・児童委員の活動実態を踏まえて引き続き支援していくことで、地域福祉の推進のための環境整備を進めていく。

○ 社会福祉協議会への支援

各都道府県社会福祉協議会へ福祉活動指導員を、各市町村社会福祉協議会へ福祉活動専門員を設置するために必要な経費を交付税措置しており、福祉活動指導員及び福祉活動専門員の人員配置や活動状況を踏まえて、引き続き、その設置に必要な経費について支援していくことで、地域福祉の推進のための環境整備を進めていく。

令和7年度当初予算案	【包括的相談支援事業】	496億円
	【地域づくり事業】	167億円
	【多機関協働事業等】	56億円

※ 令和6年度補正予算額：2億円

1 事業の目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創意工夫をもって、属性を問わない包括的な支援体制を構築することが必要。
- 社会福祉法に基づき、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談・地域づくり関連事業等に係る交付金を一括化。**実施市町村の増加や、令和6年4月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第21号）に基づく住まい支援の強化を見込みつつ、**各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。

2 事業の概要（以下の全ての取組を実施）

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。（多機関協働事業）
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。（参加支援事業）

3 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

- ・ 多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・ 包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

- ・ 令和3年度：42
- ・ 令和4年度：134
- ・ 令和5年度：189
- ・ 令和6年度：346
- ・ 令和7年度：473（予定）

ひきこもり支援施策の全体像

令和7年度予算案：760億円の内数

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業（令和6年度：303市区町村）

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター（令和6年度：38市区町）

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション（令和6年度：110市区町村）

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業（令和6年度：155市区町村）

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度

（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

○市町村への準備支援（拡充）

新たに支援開始を検討している市町村の準備費用（実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など）へ手厚く補助（※次年度、センター等の実施が条件）



ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置



都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

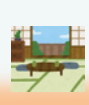
支援イメージ

～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～

取組の幅



①相談支援



②居場所づくり



③地域のネットワークづくり



④当事者会・家族会の開催



⑤住民への普及啓発

・民生委員
・企業、商工会
・農林水産業
・ハローワーク
・医療機関
・教育機関 など

多様な取組や関係機関の連携を活かして一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの支援

連携機関の幅



精神保健福祉センター・保健所

家族会
当事者会

NPO
法人

市町村

社協

サポ
ステ

その他
関係機関

市町村プラットフォーム

全ての自治体に対して、ひきこもり相談窓口を明確化や市町村プラットフォームの設置を依頼している

（明確化自治体数）

1,487/1,741自治体
（85.4%）

（市町村プラットフォームの設置自治体数）

1,319/1,741自治体
（75.8%）

※令和5年度末時点速報値

後方支援

立ち上げ支援

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

市町村等への後方支援

関係機関の職員養成研修

多職種専門チームの設置

等

都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

②支援の質の向上

③支援者のケア

①社会全体の気運醸成

国

①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

③ひきこもり支援コミュニティ（支援者支援）の構築

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ



厚生労働省

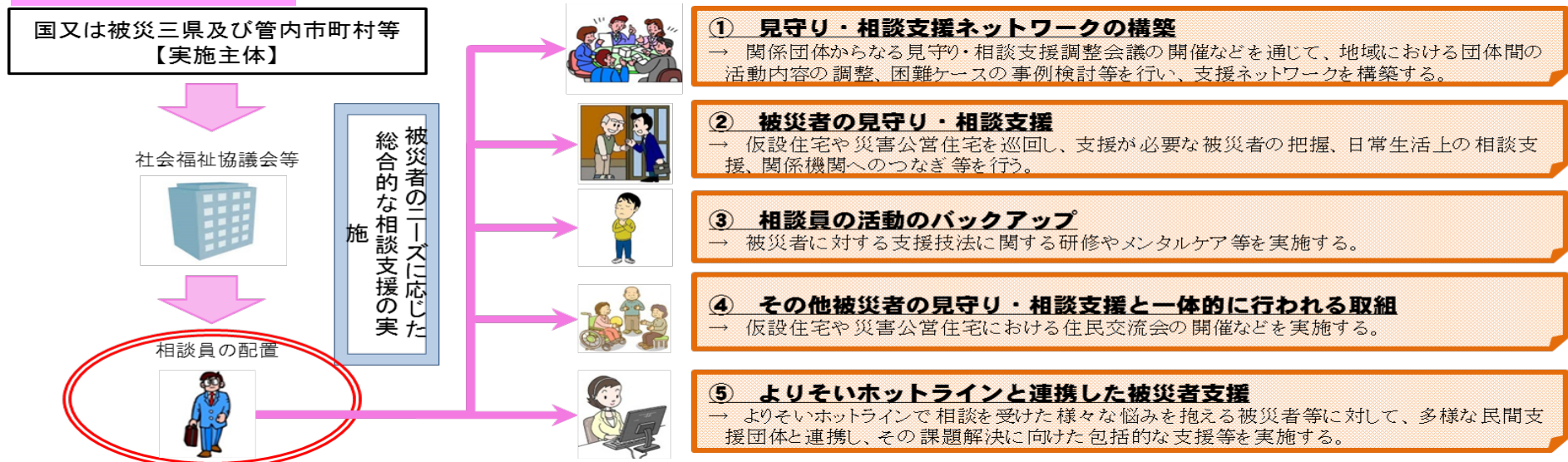
東日本大震災の被災者への見守り・相談支援等の推進（復興特会）

項	目	令和7年度予算案
(項)東日本大震災復興支援対策費	(目)被災者支援総合交付金	77億円の内数

【要求要旨】

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災三県等が実施主体となって、以下のような被災者の日常生活を総合的に支援する「被災者見守り・相談支援事業」を引き続き推進する。
- ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
 - ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
 - ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
 - ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
 - ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業（「よりそいホットライン」）で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施

【事業のイメージ】



コミュニティ形成支援事業

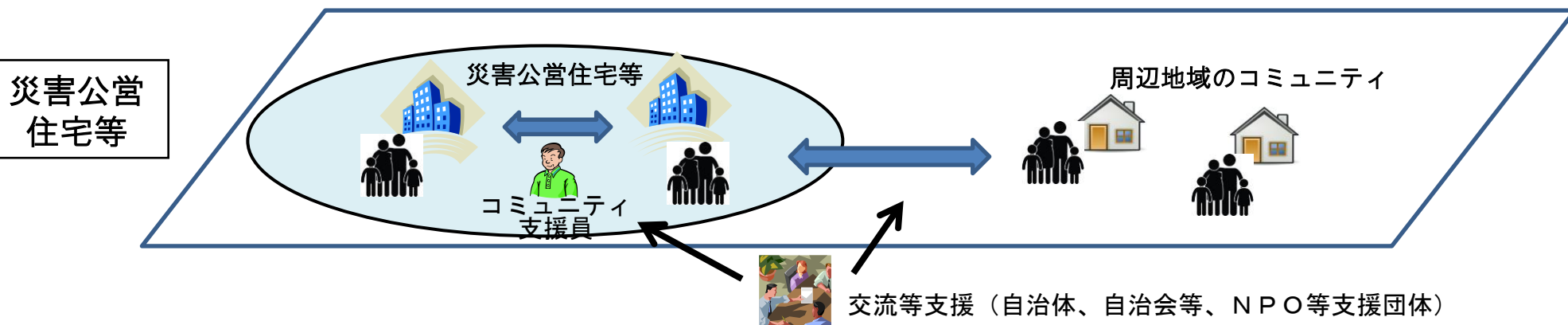
【被災者支援総合事業②】

趣 旨

○被災地では、災害公営住宅への移転が進捗する中で、移転後の住民同士の新たなコミュニティづくりや、災害公営住宅へ移転した被災者の方々と、住宅周辺の既存の地域コミュニティとの融合が課題となっており、これらを支援する取組の充実が必要。

事業の概要

- ①災害公営住宅等で、自治体、自治会等の地域コミュニティ組織や、NPO等支援団体が取り組むコミュニティ形成の活動を支援。
- ②災害公営住宅等で、住宅内のコミュニティ形成や、住民と既存の地域コミュニティとの融合を支援する人材(コミュニティ支援員)を配置。



「心の復興」事業

【被災者支援総合交付金③】

趣 旨

- 閉じこもりがちな被災高齢者等が、人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って生活できるよう、各地域の支援団体（NPO）等と連携し、被災者自身が主体的・継続的に活動する機会を創出。

事業の概要

1. 農水産業

- ① 避難先の仮設住宅の近隣の休耕地などで農作業を行い、収穫されたもので地域の方々と交流会を実施。
- ② 避難先の漁業者の協力を得て、震災前に漁業を生業としていた避難者の方々に海に出る機会を創る。



2. まちづくり、世代間交流

- ① 地域に伝わる踊りや祭りなど、伝統芸能を次世代に継承するための活動を実施。
- ② まちづくりのイメージを被災者みんなで作成するワークショップを実施。



3. ものづくり等

- ① 被災者による手作りグッズの製作・販売等を行う。
- ② 高齢者の男性を対象とした料理教室、高齢者向けの健康教室等を行う。



4. 震災の記憶の風化防止、地域活性化

- ① 被災地内外から幅広い世代の参画を得て、震災の記憶を風化させない取組を実施。
- ② 被災者自らが生きがいを感じながら「語り部」として震災を伝承する機会を創出。



5. 被災3県外における避難者のつながりの維持

- ① 避難している親子、帰還した親子がお互いの近況などを伝え合う場所をつくる。運営には避難者が関わる。
- ② 避難者の主体的な参画により、教室・交流会や、震災の教訓を防災に生かす活動を展開。

都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる 全国共通番号「#8103（ハートさん）」

令和7年度予算案
10,544千円

被害が潜在化しやすい犯罪被害者への支援の必要性

従来、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話では、都道府県警察ごとに個別の電話番号が設けられていたところ、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等を図る必要。



性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用

性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、

- 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用
- 「#8103（ハートさん）」の広報推進による国民への更なる周知を実施している。



カウンセリング体制の整備

犯罪により精神的被害を受け、心理学的立場からの専門的なカウンセリングを必要としている犯罪被害者等に対し、その精神的被害を軽減するため、次のとおり、カウンセリング体制を整備している。



カウンセリングに関する専門的技術を有する 職員の配置

警察庁において、公認心理師等の資格を有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるよう都道府県警察を指導している。

令和6年4月現在、全都道府県警察で計209人（うち公認心理師等167人）の部内カウンセラーを配置している。

カウンセリング費用の公費負担制度

平成30年度までに、全都道府県警察で犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、公認心理師等を受診した際の診療料及びカウンセリング料の公費負担制度を整備している。

部外カウンセラーとの連携

その他、民間の精神科医やカウンセラーとも連携を図っている。



民間被害者支援団体は、警察や関係機関と連携を図りながら、

☐ 犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動

☐ 電話相談、面接相談

☐ 病院や裁判所等への付添い

☐ 被害者・遺族の自助グループ支援

☐ ボランティア相談員の養成・研修

等の活動を行い、被害者の精神的被害の回復等被害の早期軽減に大きな役割を果たしている。

先進的モデル事業（消費者庁地方協力課）

令和7年度概算要求額 60百万円

（令和6年度予算額 80百万円）

事業概要・目的・必要性

○消費者安全法（平成21年法律第50号）では、国及び地方公共団体の機関は、消費者安全確保のための協議会を組織することができることとされ、協議会の構成員は、見守りなどの取組を行うことが規定されています。

○高齢化、単身世帯化や悪質商法の手口の巧妙化などを踏まえると、消費生活相談体制の強化と並んで、消費者被害の早期発見・防止のために、福祉関係者との連携（アウトリーチ機能等）を含めた、見守り体制の強化も喫緊の課題になっています。

○このため、消費生活相談等で得られた情報を関係機関で共有・活用し、配慮を要する消費者への見守り活動を推進する消費者安全確保地域協議会の設置促進や活動の深化が必要です。

○本事業では、消費者被害の防止、早期発見、救済のための見守り活動に積極的かつ先進的に取り組む自治体等を支援するとともに、全国への普及を促進します。

事業イメージ・具体例

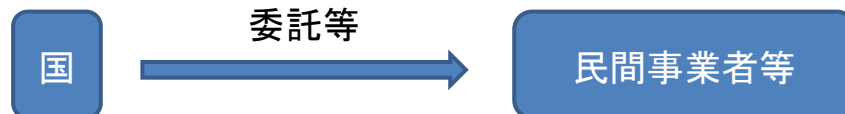
令和7年度は、先進的な見守り活動を行う自治体等の取組を支援するとともに、これまでのモデル事業の成果を踏まえ、人口規模等に応じた効果的な見守り活動の在り方などについての検討を深めます。

<事業例>

- 地域で活動する事業者・団体等による見守り活動の促進事業の実施
- 既存のネットワークに対する地域協議会の上乗せ設置の支援の実施
- 重層的支援体制整備事業との連携や民間事業者等によるアウトリーチの実施など先進的な見守り体制の構築
- 見守り活動におけるデジタル技術の活用促進

など

資金の流れ



期待される効果

- 見守り活動に関する先進的取組を掘り起こし、他地域への展開を促進することで、アウトリーチによる消費者被害の効果的な防止、早期発見、救済へのつなぎの機能を強化につなげます。

地方消費者行政強化交付金（消費者庁地方協力課）

令和7年度予算（案）額 **15.5億円**
（令和6年度予算額 16.5億円）

事業概要・目的・必要性

- 消費者被害の防止・早期発見・救済のためには、消費者問題が発生している地方の現場の対応力の強化が不可欠です。
- そのためには、住民に身近な基礎自治体における相談体制や啓発活動の強化を図るとともに、都道府県による基礎自治体への支援機能を強化し、消費者がどこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる体制を確保していく必要があります。
- 相談体制と並んで、消費者被害防止のための情報提供、被害の発見、相談窓口へのつなぎを行うためのアウトリーチ（見守り活動）機能強化も必要です。
- これらは、人口減少、高齢化等の社会経済状況の変化も見据え、デジタル技術も活動しつつ、取り組んでいく必要があります。
- また、複雑・巧妙化する悪質商法の手口や、食の安全・安心、消費者志向経営、食品ロス削減など時々の重要課題にも迅速かつ適切に対応する必要があります。
- 本交付金は、時々の重要テーマ等を踏まえつつ、国が重点事項を示した上で、地域の実情に応じて消費者行政の機能強化を図る地方公共団体の取組を支援します。

事業イメージ・具体例

1. 地方消費者行政強化事業＜原則1／2補助＞

（1）重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

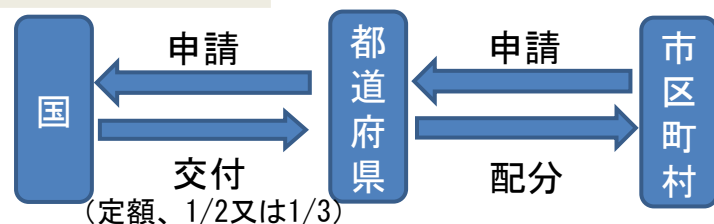
- ① 消費生活相談の情報化対応の推進・自治体連携の促進による相談体制の維持・充実（一部事業を期限付きで定額補助）
- ② 配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談・見守り体制の整備・運用（消費者安全確保地域協議会の設置・機能強化）
- ③ 消費者教育・啓発への取組（食品表示制度の普及、相談対応困難者対応）
- ④ SDGsへの取組（エシカル消費の普及・促進、食品ロス削減（フードバンク団体支援）等）
- ⑤ 法執行体制（悪質商法対策）の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

（2）国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

（3）靈感商法を含めた悪質商法対策事業

2. 地方消費者行政推進事業＜定額補助＞

資金の流れ



期待される効果

- 地方消費者行政のデジタル化・自治体連携、消費生活相談員のスキルや対応力の向上、孤独・孤立下にある消費者への対応の強化により、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる、持続可能な地域体制の維持・充実を確保します。
- 国が取り組むべき重要消費者政策等に積極的に取り組む地方公共団体を支援し、地方消費者行政の充実・強化を実現します。

令和7年度概算要求額 1.0億円（1.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 保険者協議会は、都道府県単位で保険者横断的に住民の予防・健康づくりと医療費適正化を推進する取組を行っている。保険者が共通認識を持って取組を進めるよう、都道府県内の医療費の調査分析など、保険者が行う加入者の健康の保持増進や医療費適正化の効果的な取組を推進するために必要な体制を確保できるよう、補助するものである。
- ※1 都道府県内の医療費の適正化については、被用者保険を含め、都道府県と保険者が同じ意識をもって共同で取り組む必要がある。こうした観点から、保険者と後期高齢者広域連合が都道府県ごとに共同で「保険者協議会」を組織し（高齢者の医療の確保に関する法律）、都道府県や必要に応じて医療関係者等の参画も得て会議を開催している。
- ※2 第3期（2018～2023年）の医療費適正化計画からは、都道府県が医療費適正化計画の策定に当たって、保険者協議会に事前に協議することとなった。また、都道府県は、計画に盛り込んだ施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者協議会を通じて、保険者、医療関係者等に必要な協力を求めることができることとされている。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【保険者協議会が行う事業（補助率）】（案）

◇保険者協議会の開催等（1/2）

医療計画（地域医療構想）、医療費適正化計画への意見提出に係る、専門家等を活用したデータ分析、意見聴取等を行うための保険者協議会、専門部会等の開催

◇データヘルスの推進等に係る事業（2/3）

保険者等が実施する、健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の推進を図るために実施する事業等

◇特定健診等に係る受診率向上のための普及啓発に係る事業（1/2）

特定健診等の受診率向上のため、保険者等が共同して行う積極的な普及・啓発活動等

◇特定健診等の円滑な実施のための事業（1/2）

保険者等への情報提供を迅速かつ効率的に実施するためのHPの作成等

◇特定保健指導プログラム研修等事業（1/2）

特定保健指導を行う医師、保健師及び管理栄養士等に対するプログラム習得のための研修の実施

◇特定健診と各種検診の同時実施の促進事業（1/2）

被用者保険の被扶養者向け健診と自治体のがん検診等の同時実施等

◇保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業（1/2）

かかりつけ医等と保険者が協働し、予防健康づくりに必要な保健指導や地域の相談支援等の活用を推進

医療関係者等の協力も得て、協議会を活用しながら、健康増進や医療費分析等を推進

保険者協議会（都道府県ごとに設置）

（都道府県の実情に配慮して構成）

- ・ 都道府県
- ・ 協会けんぽ
- ・ 健保組合
- ・ 健保連支部
- ・ 市町村国保
- ・ 国保組合
- ・ 国保連合会
- ・ 共済組合
- ・ 後期高齢者広域連合
- （参画を働きかけ）
- ・ 医療関係者 など

実施主体等

【実施主体】保険者協議会

博物館機能強化推進事業

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額

369百万円
397百万円）



背景・課題

令和4年4月、博物館法（昭和26年法律第285号）がおおよそ70年ぶりに大幅に改正され、資料のデジタル・アーカイブ化などの博物館の新たな業務が付加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定されることとなった。新たな法の趣旨を実現するためには、博物館が資料のデジタル・アーカイブ化や自身のDXの取組を積極的に進めつつ、文化芸術の価値を活かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在となる必要がある。この観点から、特に、5年間の経過措置期間（令和9年度まで）を集中期間として、博物館の資金・人材・施設等の基盤を強化し、特色ある取組を全国各地で推進する。※博物館には、美術館、科学館、動物園、水族館等が含まれる。

事業内容

法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるよう基盤の整備を図る。

（1）Innovate MUSEUM事業（274百万円）

① Museum DXの推進 40百万円

博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、データの活用や業務フローの効率化を図る。

- 件数・単価：2件 × 20百万円

② 特色ある博物館の取組支援 198百万円

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

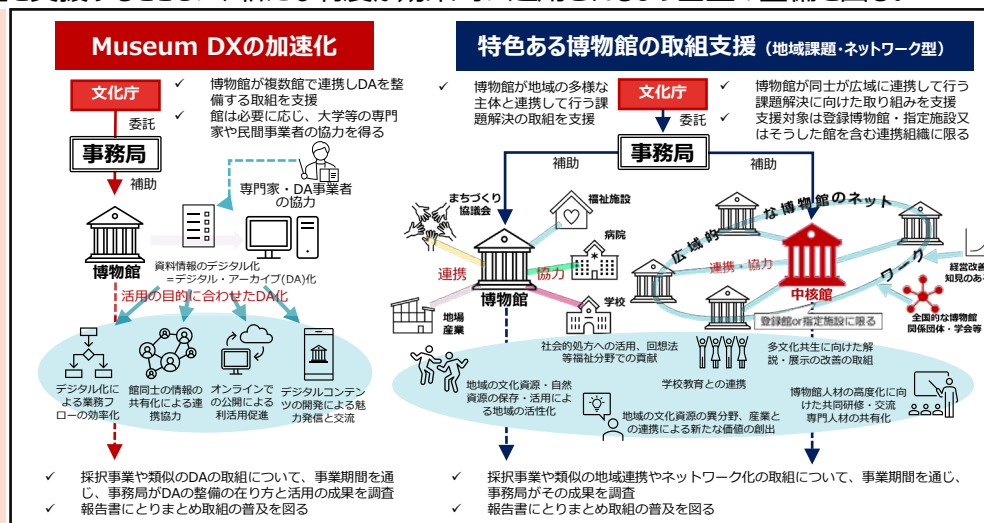
- 件数・単価：i) 地域課題型 81百万円
ii) ネットワーク型 97百万円
iii) 民間博物館活用型 20百万円

※委託事務費 36百万円（①②）

（2）新制度におけるミュージアム応援事業（95百万円）

博物館法の改正を踏まえて、i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備、iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する。

- 件数・単価：i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション 2件×10百万円（組織改革・専門人材育成プログラムの開発・実証・派遣等）
ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備 1件×18百万円（専門的人材の派遣）
iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施 57百万円（学芸員資格認定、国による学芸員研修等） 他



アウトプット(活動目標)

- 支援した博物館による課題解決や博物館の新たな価値創出の取組の数

令和5年	令和6年	令和7年
33	30	28

- 博物館人材養成・質の向上に資する研修等に参加する数

令和5年	令和6年	令和7年
430	430	430

短期アウトカム(成果目標)

初期（令和7年頃）

事業による取組への支援と横展開、博物館職員への研修を通じ、地域の主体や博物館同士の連携による課題解決や価値創出に取り組む博物館が増加。（達成度50%）

中期（令和10年頃）

登録博物館及び指定施設での取組の浸透。（達成度100%）

長期（令和15年頃）

登録・指定館が増加するとともに取組がさらに多くの館園に広がる。

長期アウトカム(成果目標)

博物館界全体に、課題解決に向けた地域等との連携や新たな価値創出の取組が浸透することで広く国民に博物館の社会的価値が認知される。

博物館の活動基盤が強化されることで、博物館がより充実したサービスを国民に提供し、もって国民の教養や創造活動に資することができるようになる「好循環」が形成される。

（担当：文化庁企画調整課）



世界水準の「ナショナルパーク」を実現し、国立公園の保護と利用の好循環により、地域活性化を図ります。

1. 事業目的

- ① 日本の国立公園のブランド力を高め、誘客を促進。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現。
- ② 地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境の保全へ再投資される好循環を生み出す。

2. 事業内容

平成28年3月に政府がとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」の柱の一つに国立公園が位置づけられ、国立公園訪日外国人利用者数は2019年に667万人まで増加。新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に観光客が減少したが、2023年後半からは順調に回復してきているところ。国立公園満喫プロジェクトの取組を全34公園に順次水平展開し、**利用客の早期回復**、**受入環境向上等**に向け、以下を実施。

- ・世界水準の国立公園づくり（目標達成（誘客促進、満足度向上等）に向けた進捗把握、国際動向を踏まえた今後の展開の検討）
- ・公園事業の改善指導、利用者負担の保全の仕組みづくりの推進
- ・**受入体制底上げ・国内向け情報発信**（人材育成、民間企業との連携体制構築、自然体験アクティビティのとりまとめ、国内向け情報発信等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成28年度～

4. 事業イメージ



国立公園全体の利用動向の調査、進捗把握を行い、有識者会議において、今後の展開を議論



入域料や保全協力金等の導入に向けたアンケート調査、実証実験、導入に向けた計画づくりの実施



ガイド等の人材育成、国立公園オフィシャルパートナー企業等による取組促進、各国立公園の自然体験アクティビティのとりまとめ、国内向けの情報発信等

都市公園の事例についての収集・周知

多様な主体と連携したコミュニティ形成等に資する様々な活動を通じ、緩やかなつながりを築ける居場所づくりに取り組む都市公園の事例について収集・周知を図る。

■ 緩やかなつながりを築ける居場所づくりに取り組む事例

公園愛護会(神奈川県横浜市)

- 公園愛護会は、身近な公園で日常の清掃、草刈等の美化活動等を行うボランティア団体。
- 横浜市は、公園愛護会の支援窓口として、「公園愛護会等コーディネーター」を各区土木事務所と公園緑地事務所に1名ずつ配置し、支援を行っている。

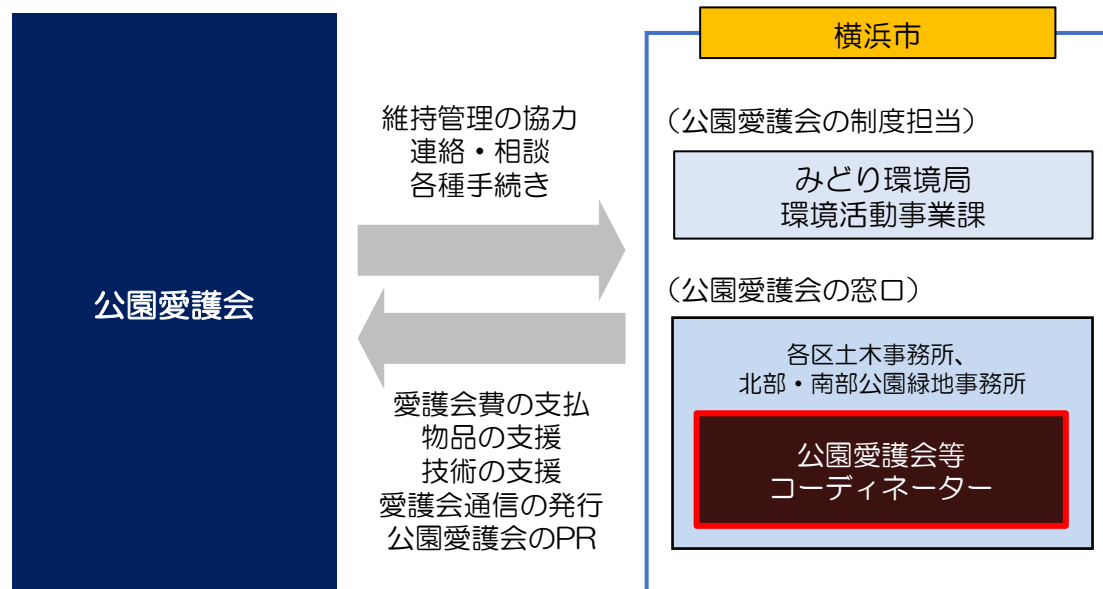
取組内容

- 公園愛護会は、日常の清掃や草刈、除草、中低木や花壇の管理、利用者へのマナー啓発、地域イベントの実施など、地域毎に様々な活動を行っている。
- 横浜市は、健康づくり事業と連携した「公園de健康づくり事業」等を展開している。



公園愛護会の活動の様子

関係主体、実施体制



公園愛護会・支援の仕組み

出典：都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言 参考資料【事例編】

<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001598496.pdf>